

第四十六回 参議院大蔵委員会議録 第五号

昭和三十九年二月十三日(木曜日)
午前十時十九分会開会

出席者は左のとおり。

委員長

理事

新谷寅三郎君

柴田 栄君
西川甚五郎君
天田 勝正君
岡崎 真一君
栗原 祐幸君
佐野 廣君
津島 潤一君
鳥島徳次郎君
堀 未治君
佐野 芳雄君
野溝 勝君
原島 宏治君
鈴木 市藏君

委員

柴谷 邦彦君
渡谷 邦彦君
天田 勝正君
要君

政府委員
宮内庁次長 爪生 順良君
北海道開発 井川 伊平君
大蔵省管財局長 江守堅太郎君
大蔵省政務次官 齋藤 邦吉君
事務局側 坂入長太郎君
専任委員 本日の会議に付した案件
提出) ○国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(内閣提出)

○国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(内閣提出)

本日の会議に付した案件

用財産とする件でござります。現在、國有財産法第十三条の規定に基づき、次

あるものであります。その概要是、次のとおりであります。

まず、宮殿の新築であります。旧宮殿は、昭和二十年五月の戦災により焼失し、現在は宮内庁所管の一部を仮官殿として使用している状況でございます。

そこで、旧宮殿の新築費用は、公園である公用財産を公

用財産とする件でござります。現在、國有財産法第十三条の規定に基づき、次

あるものであります。その概要是、次のとおりであります。

○政府委員(齋藤邦吉君) ただいま議題となりました「国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件」及び食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

初めに、「国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件」について、概要を申し上げます。

本件は、公園である公用財産を公用財産とする件でござります。まず、宮殿の新築であります。旧宮殿は、昭和二十年五月の戦災により焼失し、現在は宮内庁所管の一部を仮官殿として使用している状況でござります。

この勘定におきましては、輸入飼料の売り渡し代金、調整勘定よりの受け入れ金、一般会計よりの受け入れ金その他の付属収入をもってその歳入とし、輸入飼料の買い入れ、売り渡し及び交換に関する諸費、業務勘定及び調整勘定への繰り入れ金その他の付属諸費をもつてその歳出とすることとしてお

る法律案(内閣送付、予備審査)

○北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

第一は、公園である公用財産を公用財産とする件でございます。現在、京都御苑として公共の用に供してお

ります。厚生省所管の公用財産の一部を、総理府宮内庁京都事務所所長倉敷地とするとため、総理府(宮内庁)所管の公用財産としようとするものであります。

第二は、公園である公用財産を皇室用財産とする件でございます。現

在、皇居外苑として公共の用に供しておられます。公共用財産と、皇居として皇室の用に供しておられます。皇室用財産と

の境界につきまして、一部不合理な点が見受けられ、財産管理上不都合がありますので、この際、国有財産管理の適正を期するため、厚生省所管の公用財産を総理府(宮内庁)所管の皇室用財産としようとするものであります。

第三は、公用財産を皇室用財産とする件でございます。皇居東側地区内

は、現在公用財産と皇室用財産とに区別されておりますが、皇居付属庭園と

しての同地区的整備も進行しておりますので、この際、国有財産管理の適正

を期するため、総理府(宮内庁)の公用財産を皇室用財産としようとするものであります。

第四は、皇室用財産の取得の件でござります。

まず、宮殿の新築であります。旧宮殿は、昭和二十年五月の戦災により焼失し、現在は宮内庁所管の一部を仮官殿として使用している状況でござります。

この勘定におきましては、輸入飼料の売り渡し代金、調整勘定よりの受け

入れ金、一般会計よりの受け入れ金その他の付属収入をもってその歳入とし、輸入飼料の買い入れ、売り渡し及

び交換に関する諸費、業務勘定及び調整勘定への繰り入れ金その他の付属諸費をもつてその歳出とすることとしてお

ります。

これらの勘定のうち、農産物等安定

の規定による輸入飼料の買い入れ、売り渡しに關する経理も、暫定的に、こ

の特別会計法の附則第五項の規定によ

り行なつておられます。

しかし、この勘定設置本来の趣旨にかんがみ、前国会から引き続いて御審議をお願い申し上げております。

次は、皇居東側地区の工作物の新設

であります。先ほど申し上げましたように、皇居東側地区は、皇居付属庭園として現在整備を進めているわけであります。これに伴いまして必要な道路、上下水道等の工作物を新設しようとします。

次は、皇后陛下御還暦記念ホールの新築であります。このホールは、皇后陛下の御還暦を記念いたしまして、音楽、舞楽の演奏その他の皇室関係の講演、映写等を行なうホールとして新築しようとするものであります。

第三次は、公用財産を皇室用財産とする件でございます。皇居東側地区内

は、現在公用財産と皇室用財産とに区分されておりますが、皇居付属庭園と

しての同地区的整備も進行しておりますので、この際、国有財産管理の適正

を期するため、総理府(宮内庁)の公用財産を皇室用財産としようとするものであります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について、その概要を申し上げます。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について、その概要を申し上げます。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について、その概要を申し上げます。

次に、食糧管理特別会計法は、現在、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、農産物等安定勘定、業務勘定及び調整勘定の六勘定に区分されております。

これらは、勘定のうち、農産物等安定

の規定による輸入飼料の買い入れ、売り渡しに

づく国内産のカンシヨー豆粉、パライシヨー豆粉等の買い入れ、売り渡し及び交換に関する諸費、業務勘定及び調整勘定への繰り入れ金その他の付属諸費をもつてその歳出とすることとしてお

ります。

この勘定におきましては、輸入飼料の売り渡し代金、調整勘定よりの受け

入れ金、一般会計よりの受け入れ金その他の付属収入をもってその歳入とし、輸入飼料の買い入れ、売り渡し及

び交換に関する諸費、業務勘定及び調整勘定への繰り入れ金その他の付属諸費をもつてその歳出とすることとしてお

ります。

と考えておりますので、極力急いで仕事を進めておりますが、早くても今月の終わりになるというふうに考えましたいたいと思います。

○柴谷要君 政府にそのような意図があることが現在わかつてゐるのであります。その関連について二、三質問

国有財産法の一部改正の第一点は、国有財産の総合調整に必要な手続の改正をしようとして、こういふねらいがあります。整に必要な手続はどのようにお考えになつておりますか、それをひとつお伺いいたします。

従職が八十五人、東宮職が四十、式部職が七十一、書陵部が二百三十、管理部が二百九十六、臨時皇居造営部が五十二というような数になります。

○柴谷要君 実は、その次にお尋ねしよろとと思っておったところなんですが、幹部職はただいま、先ほど私が申し上げたような数でございますね。

現在の官内庁の長官以下全職員は大体千二百名と聞いておりますが、正確な数字は何名でございましょうか。

○政府委員(瓜生順良君) 正確な数は、全部で現在は千二百二十名でございます。

○柴谷要君 過日の視察のときいろいろ聞いたのでございますが、もちろん戦前、戦後の比較ではございませんけれども、戦前は六千名おった職員が今日では千二百二十名。しかし、最近の皇居内のいろいろな職種に分かれておる仕事の状態からいいますと、千二百名では非常にたいへんな仕事になつてゐるということを聞いたのであります。また、現在の人員で担当部面を十分にやつていただけるだけの要員であるかどうか、もう少し要員がふえたほうがいい合つておると、こういうことでおられますか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) この定員の問題につきましては、毎年いろいろこ

もござりまするので、与えられた人員で十分遺憾のないようやろうといふことでやつております。ただ、昭和三十九年度から、わざかおりまして、予算措置、それから定員等の法律の改正がございます。この二名というのは、生存者の叙勲が始まりますと、その叙勲の事務が官内庁のほうにもございます。これは、栄典の授与は、天皇陛下が内閣の助言と承認によつてなさるわけで、書類が陛下のところに出でまいります。それを整理をして、それを熟記に大日本国璽として国璽の判を押す、そういうことは官内庁がいたすわけでございます。その要員がぜひ要るというので、最低限二名の増員は認めてもらつております。

この定員の問題は、どこの役所でも同様にいろいろのこともございましょうけれども、この限られた定員の中でできるだけの奉仕をして万全を期するうけけれども、この限られた定員の中できけるだけの奉仕をして万全を期するといふふうな努力をいたしておる次第であります。

○柴谷要君 国家公務員といふ立場で仕事をやつておられるのですから、た

いへんだと思います。一般の会社あるいは官庁につとめるのと違つて、たいへん職員の皆さんには気

苦労が多いのじやないかといふふうな

点が察せられるのであります。一般的の想像のつかないような精神的な何といいますか、苦痛といいますか、負担といいますか、そういうようなも

すけれども、まあ現在一般にこの公務員の定員をふやすことは、よほど特別

の事由がない限りは抑えるといふ方針

もござりまするので、与えられた人員で十分遺憾のないようやろうといふことでやつております。ですが、二名だけの増員は認められておりまして、予算措置、それから定員等の法律の改正がございます。この二名というのは、生存者の叙勲が始まりますと、その叙勲の事務が官内庁のほうにもございます。これは、栄典の授与は、天皇陛下が内閣の助言と承認によつてなさるわけで、書類が陛下のところに出でまいります。それを整理をして、それを熟記に大日本国璽として国璽の判を押す、そういうことは官内庁がいたすわけでございます。その要員がぜひ要るというので、最低限二名の増員は認めてもらつております。

この定員の問題は、どこの役所でも同様にいろいろのこともございましょうけれども、この限られた定員の中でできるだけの奉仕をして万全を期するうけけれども、この限られた定員の中できけるだけの奉仕をして万全を期するといふふうな努力をいたしておる次第であります。

○柴谷要君 一般の公務員であります。どうぞお尋ねください。

○柴谷要君 一般の公務員であります。といふふうな事務をやつておられるのですから、たしかに何か新しい事業をされる、その事業のための旅費といふものがあるのですが、そういう事業といふものが特別ではありませんけれども、公務員となれば大体年に一度ないし二度の出張とあります。今度宮殿を造営いたしましたが、そういうものはある。皇居には出張といふふうなものはございませんね。ですから、國家公務員であつても出張旅費をもらつたなんという方はおそらくいない、こ

う思うのですが、出張旅費はどのくら

い予算的にあるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) ほかの役所に比較いたしますると、出張の機会が少ないので、地方のいろんな助長行政調査をしておることはよくございませんけれども、まあ現在一般にこの公務員の定員をふやすことは、よほど特別

だから、同じ俸給でつとめてもらつてゐるのだと、こういう御答弁があつたと思うのですが、そいつたような特殊な仕事だけに何らかの処置が施されているかどうか、この点がおありでございましたら、お尋ねをいたします。

○政府委員(瓜生順良君) 新規の職員質的な待遇の点につきましては、これは国家公務員の基準がございますするので、その基準をはみ出すことはこれは許されませんので、その範囲内でやつております。精神的には常に、われわれの分担している仕事の意義を職員全體がよく認識をして、国民の要望に沿うように、奉仕に欠けることのないようやろうといふふうで、精神的には講習をやつたり、あるいはまた研修としながら、努力いたしております。

○柴谷要君 一般の公務員であります。といふふうな事務をやつておられるのですから、たしかに何か新しい事業をされる、その事業のための旅費といふものがあるのですが、そういう事業といふものが特別ではありませんけれども、公務員となれば大体年に一度ないし二度の出張とあります。今度宮殿を造営いたしましたが、そういうものはある。皇居には出張といふふうなものはございませんね。ですから、國家公務員であつても出張旅費をもらつたなんという方はおそらくいない、こ

う思うのですが、出張旅費はどのくら

い予算的にあるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) ほかの役所に比較いたしますると、出張の機会が少ないので、地方のいろんな助長行政調査をしておることはよくございませんけれども、まあ現在一般にこの公務員の定員をふやすことは、よほど特別

だから、同じ俸給でつとめてもらつてゐるのだと、こういう御答弁があつたと思うのですが、そいつたような特殊な仕事だけに何らかの処置が施されているかどうか、この点がおありでございましたら、お尋ねをいたします。

○政府委員(瓜生順良君) 新規の職員を定員に欠員がある場合に採用すると、その関係の出張とか、管理部面でござります。ただ、他の官庁に比較いたしますと、出張の機会は平均して少ないかと思いますするけれども、予算の金額も、これは大蔵省のほうで職員一人について幾らぐらいといふふうな大体基準があつて、その基準はいただいておるので、他の官庁はそのほんに何か新しい事業をされる、その事業のための旅費といふものがあるのですが、そういう事業といふものが特別ではありませんけれども、公務員となれば大体年に一度ないし二度の出張とあります。今度宮殿を造営いたしましたが、そういうものはある。皇居には出張といふふうなものはございませんね。ですから、國家公務員であつても出張旅費をもらつたなんという方はおそらくいない、こ

う思うのですが、出張旅費はどのくら

い予算的にあるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) ほかの役所に比較いたしますると、出張の機会が少ないので、地方のいろんな助長行政調査をしておることはよくございませんけれども、まあ現在一般にこの公務員の定員をふやすことは、よほど特別

だから、同じ俸給でつとめてもらつてゐるのだと、こういう御答弁があつたと思うのですが、そいつたような特殊な仕事だけに何らかの処置が施されているかどうか、この点がおありでございましたら、お尋ねをいたします。

○政府委員(瓜生順良君) 新規の職員を定員に欠員がある場合に採用すると、その関係の出張とか、管理部面でござります。特に現在は民間のほうの給与が安い面はなきにしもあらずだと思いま

う役職名が、これは新聞に載った場合には、東宮侍従長、東宮女官長というと東宮大夫とは一体どういう地位の方だからといふことが、一般国民の常識にびんとこないんじゃないかと、こう思ひます。東宮大夫さんは東宮職の最高の責任者であり、その下に東宮侍従長、東宮女官長、こういうのがあるということを、國民一般は知らぬじやないか。ということは、世間例的な何といいますか、その名前を使っておらないところにある。しかし、その他が全部世間例な、部長であるとか課長であるとか、式部職であるならば式部官長という世間で通例なことばを使っている。東宮大夫といふのが一つだけここにあるのですが、これはどういう意味合いでお残しになられたのか。特殊な事由があるならばお聞かせをいただきたい。ないならば、これはやはり何といいますか、繪官長とか総長とか、あるいは官長とかといふうに名前を変える意思があるかどうか、この点をひとつお尋ねしておきたいと思います。

○政府委員(瓜生順良君)

これは「とうとうだいぶ」と読むんだござります

が、これはずつと伝統的に東宮職、つまり皇太子殿下のほうの職を統括する人が東宮大夫といふので、ずっと昔から御指摘を受けて、考えたらどうかといふことを言われたことを覚えておりま

す。われわれとしてはいろいろ実は検討もしてみたんでございますが、しか

し、まあいまのこところこれにかかる、

○政府委員(瓜生順良君)

年によって勤労奉仕の数字は違いますが、二万三千、その前の三十六年は二万五千というよ

う最近の数字で、ずっと古いところですと昭和二十六年が三万五千という年もござりまするけれども、それがないもの数としては二万なし三万という

英國あたりでも、まあよほど名案があればできれども、それがないものですから、伝統的な名称を使つておられるところが多いのですから

○柴谷要君 私ども、明治の時代、あ

るいは大正の初期に生まれた人はいい人で、それでこそ、ところが、大正の末期から昭和に移り今日に至つてゐる若い人们は、東宮大夫さんといつてはやはり何といいますか、繪官長とか総長とか、あるいは官長とかといふうに名前を変える意思があるかどうか、この点をひとつお尋ねしておきたいと思います。

○政府委員(瓜生順良君)

奉仕を終えた場合に、御紋つきのたばこを小

さいのを一箱ずつ賜わつておるわけで

すが、なお、両陛下並びに皇太子殿下、妃殿下にも会われまして、両陛下からあいさつを受けられると

いうようなどともござります。

○政府委員(瓜生順良君)

両陛下にお目にかかると

いうことで、大体奉仕に来られて、あえて皇室から何からもらつて帰ろうといふつもりで来ておられる方はないと思うのですが、たばこ一箱といふと、十本入りですね。価格にいたしますと

のくらいですか。

○政府委員(瓜生順良君)

このたばこも、実は十本じゃなくて五本入りの小さいものでござります。ですから、あれは箱を入れましてまあ十数円といま

う、二十円までならないものでござります。けれども、これは金額の問題じゃなくて、御紋つきのたばこはそうやみに出しておられませんので、皆さんは喜んでおられるようござります。

○政府委員(瓜生順良君)

そこで、勤労奉仕に来ら

れる方々は、皇室からものをもらつて帰らうという人はおそらくいないと

思ひます。それで、この法律案について本論に入ります。きょうははだいぶ枝葉のことをお尋ねいたしましたが、今度に譲りたいと思います。きょうはこれまで終わります。

○栗原祐幸君 次回はこの法律案について本論に入ります。きょうははだいぶ枝葉のことをお尋ねいたしましたが、今度に譲りたいと思います。きょうはこれまで終わります。

○栗原祐幸君 ちよつとお尋ねをした

いのですが、宮内庁所管の公用財産ですね、これを今度は皇室用財産に移管するわけですが、皇室用財産も宮内

府が所管をするのでしょうか、管理は

これから伝統的な名称を使つておるわけです。外国の王室あたりの例を開きましても、やはり伝統的な名称を使つておられるところが多いのですから

○柴谷要君 これらの方々が奉仕をされればできれども、それがないものでありますから、伝統的な名称を使つておられるところが多いのですから

英國あたりでも、まあよほど名案

があれども、それがないものでありますから、伝統的な名称を使つておられるところが多いのですから

○柴谷要君 これがいつまで、いなかに帰つて、皇居へ行つて陛下に会つてきましたといふ話

は何か記念のものでも差し上げておる

のでござりますか。それとも、皇居の中を見せたからということで、お帰りの

ことだと思います。お見せたからとくら

いことは忘れていないわけであります

ことだと思います。

○柴谷要君 これがいつまで、いなかに帰つて、皇居へ行つて陛下に会つてきましたといふ話

は何か記念のものでも差し上げておる

のでござりますか。それとも、皇居の中を見せたからとくら

いことは忘れていないわけであります

ことだと思います。

○柴谷要君 これがいつまで、いなかに帰つて、皇居へ行つて陛下に会つてきましたといふ話

は何か記念のものでも差し上げておる

のでござりますか。

つきその開港においてとん税及び特別とん税を納付することを要しないこととされていた期間がこの法律の施行後にわたつているときは、当該外國貿易船に係るその納付することを要しない残存期間の

一年に対する割合を当該一時納付に係るとん税及び特別とん税の額に乗じて得た額は、当該外国貿易船が当該残存期間内にその開港最初に入港した場合において改正後のとん税法及び特別とん税法の

規定により納付すべきとん税及び特別とん税の額から控除する。この場合においては、改正後の特別とん税法第五条第二項の規定を適用する。

4 前項の場合においては、旧とん
税法第三条第二号及び旧特別とん
税法第三条第二号の例によらない
ものとする。

一月十一日本委員会に左の案件を付託された。
一、国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

国有財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
　次の公共財産を公用財産とするため、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」という。）第十三條第一項の規定に基づき、国会の議決を求める。

4 次の財産を皇室用財産として取得することについて
会の譲決を求める。

法第十三条规定に基づき、同

2 次の公共用財産を皇室用財産とするため、法第十三条第一項及び第二項の規定に基づき、国

二 宮殿の附帯施設としての電気機械室の新築

区分種目	数量	台帳価格	事由備考
土地公園	一、四三坪	一〇、九七〇円	
	所管換	一九、九五坪、四三円	
所在地	東京都千代田区麹町一丁目一番地	一九、九五坪、四三円	のうちの一 部である。
口座名	皇居外苑		
財産の区分、種目、数量及び価格			

区分種目	予定数量	予定価格	事由	備考
建物所務	延坪三六六坪	六、七九、〇〇、〇〇円	新築	鉄骨、鉄筋コンクリート造り 地上二階地下一階 附帯工作物を含む。
建物所務	延坪六、七九、〇〇、〇〇坪	六、七九、〇〇、〇〇円	新築	鉄骨、鉄筋コンクリート造り 地上二階地下一階 附帯工作物を含む。
一 宮殿の附帯施設としての電気機械室の新築				
イ 所在地	東京都千代田区一番(皇居西の丸地区)			
ロ 口座名	皇居			
ハ 財産の区分、種目、数量及び価格				

区分	種目	数量	台帳価格	事由	備考
土地					
公園	一二、三元坪	四六、六〇、〇五	三〇〇、三一坪		
	所管換部である。	三、五七、五七、五〇円のうちの一	三、五七、五七、五〇円のうちの一		

三 宮殿の附帶施設としての地下駐車場の新築		二 宮殿の附帶施設としての電気機械室の新築			
		一 所在地 東京都千代田区一番(皇居西の丸地区)			
		口座名 皇居			
		財産の区分、種目、数量及び価格			
区分	種目	予定数量	予定価格	事由	備考
建物	雜屋建	坪延至 坪延至	三四二、〇〇〇、〇〇〇円	新築	鉄筋コンクリート造り地下一階 附帶工作物を含む。

六 財産の区分、種目、数量及び価格

区 分	種 目	數 量	台 帳 價 格	事 業 備
立木竹 工作物	土地			
計	敷地 樹木 門はか	一 究、五 百四 坪 1,100本 個	二 九三、0 三一元 八六、000 三 一、八三、10元	四
			種別替	
				考

区分	種目	予定数量	予定価格	事由	備考
四 イ 八	建 物	倉庫建	延坪三、三七坪		
			翌六,000,000円		
	新 築			鐵筋コンクリート造り地下一階 附帶工作物を含む。	
八 財産の区分、種目、数量及び価格	宮殿周辺工作物の新設	所在地	東京都千代田区一番(皇居西の丸地区)	口座名	皇居

区分種目	予定期量	予定期格事由
工作物	一箇	四
門 門 門 門	一箇	新設
下 水 水 水	一箇	
築 補 床 庭	一箇	
鋪 照明装置	一箇	
通信裝置	一箇	
電話線路	一箇	
雜工作物	一箇	
五〇〇メートル	三五〇〇〇〇〇	

工作物	区分種目	予定数量	予定価格	事由	備考
水道庭水床鋪下築					
雜工作物	電力線路	電話線路	消火装置	照明装置	鋪床
一個	八〇〇メートル	一、三〇メートル	一個	一個	一個
			二九、二五七、〇〇	新設	円

皇居東側地区工作物の新設
所在地 東京都千代田区
口座名 皇居
財産の区分、種目、数量

一 番(皇居東側地区)
及び価格

1

区分	財産の区分 種目	数量及び価格
所	建物	予定数量
事務	建物	予定価格
延坪	坪	三、四七〇,〇〇〇円
坪	坪	
新築	新築	備
附帶工作物を含む。	鉄筋コンクリート造り地上一部二階	考

六 皇后陛下御遷膳記念ホールの新築
イ 所在地 東京都千代田区一番(皇后東側地区)
ロ 口座名 皇后
八 財産の区分、種目、数量及び価格

昭和三十九年二月十八日印刷

昭和三十九年二月十九日発行